

課外活動ガイドブック 2023

東京理科大学
学生支援センター

学生支援センターとは

東京理科大学学生支援センターは、東京理科大学の学生の人間形成及び大学教育に対する適応を通じた修学効果の向上その他の厚生補導の活動を通じて、正しい倫理観と豊かな人間性ととともに、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を身につけた学生を育成することを目的として設立しました。

目的を達成するために、本学の学生の厚生補導に関する活動として、経済的、健康上その他の修学上の障壁となる事由に対する支援に関すること、学生相談、学生指導、課外活動及び福利厚生その他を通じた学生の人間的な成長に対する支援に関すること、その他学生の厚生補導に関すること等を行っています。

目次

1. 東京理科大学における課外活動について	2
2. 課外活動団体の分類	2
3. 顧問	2
4. 幹部役員の選出と心構え	2
5. 各種手続き（大学への提出物）	3
6. 課外活動への助成	7
7. 会計監査	8
8. 施設の利用	9
9. 事故対策	15
10. 応急・救命措置	16
11. 保険制度	19
12. 飲酒事故防止	20
13. 個人情報の取扱い	20
14. 学生表彰	21
15. 公認団体・届出団体一覧	23
16. 課外活動関係内規抜粋	25
17. キャンパスマップ	28
18. 各種様式	30

<問い合わせ先>

東京理科大学 学生支援部

神楽坂地区：学生支援課（9号館2階）

TEL 03-5228-8127 MAIL activities@admin.tus.ac.jp

野田地区：野田学生・キャリア支援課（1号館2階）

TEL 04-7122-9145 MAIL noda_activities@admin.tus.ac.jp

葛飾地区：葛飾学生・キャリア支援課（管理棟3階）

TEL 03-5876-1782 MAIL katsu_activities@admin.tus.ac.jp

1. 東京理科大学における課外活動について

クラブ・サークルにおける活動、理大祭・体育祭やイベントの企画運営、ボランティアやピアサポートへの参加といった大学での授業以外の活動は「課外活動」と呼ばれ、皆さんが自主的に行っている活動となります。

本学では、学生支援の方針を「正課内外の活動を通じて、正しい倫理観と豊かな人間性を備えた人材を育むための学生支援を行う」と定めています。

その中で、課外活動は体力や技能の向上、多様な文化的興味へのアプローチ、人間関係の構築等により、大学生生活を実り多いものとして人間的な成長が遂げられるものであることから、本学では学生の自主性を尊重しつつ、課外活動への参加を推奨しています。

ただし、自主性を尊重することは自由であるということではありません。法律・社会通念上の常識の範囲内で行動することは勿論、大学への諸手続きが必要なことが多々あります。

本書では、本学における課外活動の在り方や活動に必要な手続きを中心に紹介しています。

課外活動を支援する制度や守るべきルール等、重要な事項を記載していますので、確認の上、健全な活動に取り組んでください。

2. 課外活動団体の分類

本学では以下のとおり分類しています。公認団体、届出団体に昇格するためには学生支援センターによる審査があります。詳細は所属地区の学生支援課へお問い合わせください。

分類	顧問	幹部	支援金	部室	施設	保険
公認団体 ・ 手続きを経て大学が承認した団体	○	○	○	△	○	○
届出団体 ・ 公認団体に準じて届出を行った団体	△	○	✕	△	○	○
未届団体 ・ 大学に届出のない私的なサークル	—	—	—	—	△	—

3. 顧問

顧問は、本学の専任教員（教授・准教授・講師）とし、団体活動への教育的助言、安全面への配慮を行います。また、有事の際には、学生支援センターと学生の調整役として対応しますので、合宿や対外試合等を行う際は、事前に活動計画を確認してもらい、助言や指導を受けてください。

なお、本学は、顧問に対して、日々の練習の指示や指導、合宿や対外試合の引率や同行を義務付けていません。

4. 幹部役員の選出と心構え

(1) 役職

公認団体・届出団体は、幹部役員として以下の役職を担う者を選出してください。

- 部長 …… 団体の学生総責任者
- 副部長 …… 部長を補佐する者 (キャンパスごとの配置が望ましい)
- 会計 …… 団体の運営費を管理する学生責任者
- 副会計 …… 会計担当の役員を補佐する者 (次期会計担当者が望ましい)

(2) 心構え

各団体の幹部役員は、学生の自主活動である団体の運営を任されていることを自覚し、大学や学外に対して責任を持った行動をとってください。

- 公認団体は「東京理科大学」の名前を背負っていることを自覚し行動すること。
- 顧問と頻りに活動報告等の連絡をとること。活動中に事故が起きた場合は、速やかに連絡すること。
- 課外活動は自主活動であるため、学生自らの判断で運営することとなる。他方、団体で生じた問題の対応や、事件や事故が生じた際の大学への対応も学生が行うこととなるため、幹部は自覚と責任を持つこと。
- 大学は、公認団体の活動を信頼して支援金の助成や部室割当等の便宜を提供するので、それに応える健全な活動を行うこと。
- 大学からの通知や連絡に注意を払い、その内容を必ず部員に周知すること。
- 部則、運営費の収支計画・決算を部員に明示し、情報の透明性を高めること。
- 幹部交代の際は、大学への手続きを必ず引き継ぐこと。特に、課外活動届の提出や課外活動支援金等の申請手続き等の引継ぎが不十分であると、大学の助成を見過ごす恐れがあるので注意すること。

5. 各種手続き（大学への提出物）

(1) 年度始めに提出する届出

必須：公認団体、届出団体、任意：未届団体

課外活動団体は、所定の期日までに、次の書類を所属地区の学生支援課及び学生・キャリア支援課（以下「学生支援課等」という）に提出してください。提出方法等の詳細はCLASS 掲示「課外活動」でお知らせします。

なお、未提出の場合は、公認団体から降格となり、支援金の助成や部室の割当等の便宜を受けられなくなるため、注意してください。

<提出書類>

- | | | | | |
|----------------------|--------|----------------------|---------|------------------|
| ① 課外活動届 | (様式 A) | ⑤ 2022 年度決算報告 (様式 E) | ⑨ 振込口座届 | (様式 I) |
| ② 部員名簿 | (様式 B) | ⑥ 出納帳 | (様式 F) | ⑩ 学外指導者届 (様式 J) |
| ③ 年間行事予定表 | (様式 C) | ⑦ 部則・会則 | (様式 G) | ⑪ 部室使用申請書 (様式 K) |
| ④ 2023 年度収支予想 (様式 D) | | ⑧ 誓約書 | (様式 H) | ※ ⑩⑪は必要に応じて提出 |

(2) 入部・退部があった時、幹部役員が交代する時 → (更新した部員名簿)

対象：公認団体、届出団体

部員の入部や退部があった場合、または幹部役員が交代した場合は、部員名簿の内容を更新し、速やかに所属地区の学生支援課等へメールで提出してください。部員名簿は、警備室における部室や倉庫の鍵の受渡しの際の部員確認にも利用します。

また、部長や会計担当者の変更に伴い、振込口座届で届け出ている銀行口座の名義を変更する際は、所属地区の学生支援課等に「公認団体代表者証明書」の発行を依頼し、同証明書を銀行に持参して手続きを行ってください。

旧幹部から新幹部への業務引継ぎは、団体の伝統を育む上で重要な営みです。特に会計担当者の引継ぎが不十分であると、学生支援センター等の各種支援金を見過ごしてしまい、団体に金銭的負担をかけてしまうことがありますので、漏れが無いよう、注意して行ってください。

(3) 顧問が交代する時 → (顧問辞任届、顧問承諾届)

対象：公認団体、届出団体

顧問が交代する場合は、所属地区の学生支援課等で「クラブ顧問辞任届」及び「クラブ顧問承諾届」を受取り、それぞれの教職員から署名捺印を受けた上で、学生支援課等に提出してください。

- (4) 学外指導者から指導を受ける時 → (契約書：様式 L) 対象：公認団体, 届出団体
定期的に学外の方から指導を受ける場合は、契約書を交わし、所属地区の学生支援課等へ報告してください。また、学外指導者との契約を解約する場合は、部規約に則り各団体が解約の交渉を行い、解約後、学生支援課等へ報告してください。
- (5) 活動休止、廃部、その他 対象：公認団体, 届出団体
活動休止や廃部、その他のことで相談がある場合は、気兼ねなく学生支援課等に申し出てください。
- (6) 国内で合宿や遠征を行う時 → (試合・合宿許可申請書：様式 M、参加者名簿) 対象：公認団体, 届出団体
公認団体・届出団体が試合、合宿、発表会、演奏会等を行う際は、「試合・合宿許可申請書」及び「参加者名簿」を作成し、実施予定日の2週間以上前に所属地区の学生支援課等へメールで提出してください。
合宿先や遠征先で自然災害や事件事故等が発生した際の状況確認や、保証人の方々からの問合せに対応するために必要となります。
終了後は、速やかに「試合・合宿許可申請書」の「報告書欄」に追記し、再度、学生支援課等へメールで提出ください。
なお、事前の提出が遅れると、試合や合宿等が許可されないだけでなく、事故等で怪我した際の保険制度が適用されなくなりますので、注意してください。
- (7) 海外渡航や危険を伴う活動を行う時 → (上記(6), 自然海外行動計画書：様式 N) 対象：公認団体, 届出団体
海外渡航や自然災害を伴う恐れのある活動(登山、スキー、ダイビング等)を行う場合は、「試合・合宿許可申請書」「参加者名簿」及び「自然海外行動計画書」を作成し、実施予定日の2週間以上前に所属地区の学生支援課等へメールで提出してください。学生支援センターでヒアリングを実施します。
なお、海外渡航については、保証人の同意を得た上で、遅くとも渡航する1ヶ月前までの提出が必要です。また、海外渡航日までに、渡航先の当該国・地域が外務省「海外安全情報」の危機レベルが2以上となったときは海外渡航を中止とし、危険レベルが1でも渡航先の状況が明らかに悪化しそうな場合は渡航の中止を求めることがあります。
- (8) 公式戦等で授業を欠席せざるを得ない時 → (試合等参加証明書：様式 P) 対象：公認団体
公認団体の部員が公式試合*1に出場し、やむを得ず試験や授業(実験・実習は除く)を欠席する際は、学生支援センターが「試合等参加証明書」を発行します。
本証明書は、試合等に参加することを証明するものであり、欠席した授業を出席扱いとする、あるいは公欠扱いとするものではありません。授業の出欠の取り扱いは、授業担当教員の判断となります。
本証明書を必要とする場合は、欠席する日の1週間前の授業までに担当教員へ提出できるよう、余裕をもって当該部員が学生支援課等へ発行を申し出てください。事後の発行は行いません。
なお、「試合等参加証明書」を発行するためには、その根拠として当該試合の「試合合宿許可申請書」が提出されていること、「参加者名簿」に申請者の氏名が記載されていることが必要となります。
*1：公式試合とは、所属する連盟が開催する大会・リーグ戦・演奏会、大会主催者から招待された発表会やコンクール等が対象となります。
- (9) 大会やコンクール等で好成績を収めた時 → (学生表彰申請書、根拠資料) 対象：公認団体, 届出団体, 未届団体
大会やコンクール等に出場して好成績や好成果を収めた場合は、それがわかるもの(賞状・新聞や雑誌記事・Web掲載記事等)を用意して、学生支援課等に報告してください。大学の公式ホームページやSNSに掲載するほか、学生表彰(P21を参考)の候補として記録します。

(10) 団体の活動を情報発信したい時 → (課外活動専用 HP TUS-ACT) 対象：公認団体, 届出団体

皆さんの活躍は、本学の学生だけでなく、保証人や卒業生、地域の方々も楽しみにしています。皆さんの活動状況を情報発信することで、発表会や展示会に来られたり、試合の応援に来てくださったり、地域交流の依頼があったり、時には支援を申し出てくださることもあります。

課外活動 HP「TUS-ACT」は、みなさんの活動での活躍を紹介し、イベント告知や大会などの結果を掲載できるサイトです。団体ごとの紹介ページもあり、個別の情報検索も可能です。

このサイトは、皆さんからの情報提供によって成り立ちます。多くの方に見てもらえるよう、こまめな情報提供をお願いします。

課外活動専用サイトTUS-ACT QRコード →



(11) 地域連携や地域交流の活動を行う時 → (試合・合宿許可申請書) 対象：公認団体, 届出団体

地域連携や地域交流を含む活動は、単なる奉仕活動ではなく、団体活動の体現の場であり、自らの活動が他者から広く評価される場となります。また、地域の方々から理解され、応援されることで活動への意欲も高まり、より高いレベルでの活動にもつながります。

本学では、多くの団体が「地域」へと活動の場を広げ、地域の方々と積極的に交流を行っています。地域の方々と交流する機会を積極的に持ってください。

なお、地域連携の活動にかかった経費は「学生支援センター特別支援金」の支援対象となる場合がありますので、活動前に学生支援課等へ相談の上、終了後は「試合・合宿許可申請書」の「報告書欄」に追記してメールで提出してください。

(12) 課外活動で車両の入構が必要な時 → (車両臨時入構証交付申請書) 対象：公認団体, 届出団体

課外活動による合宿や遠征のため、バスやトラック等の車両の入構が必要な場合は、事前に車両臨時入構証交付申請書を作成し、入構する地区の学生支援課等に相談してください。

なお、本学の施設で試合等を行うため、他チームや学外の団体がバスや車両で入構を希望する場合も同様の手続きが必要です。

※未許可の車両による事故等が発生した場合、本学の保険が適用できない場合があります。

※課外活動における学外者(学外指導者を除く)の入構は、事前に学生支援課等に問い合わせください。

○ 神楽坂地区 : 学生支援課に相談

○ 野田、葛飾地区：車両臨時入構証交付申請書を作成して学生・キャリア支援課に相談

(13) 郵便物・宅配物の受け取り 対象：公認団体, 届出団体

団体宛の郵便物が届いた場合は、各団体のレターボックスに保管します。レターボックスは定期的に確認してください。

宅配物が届いた場合は、原則、学生支援課等を経由しての引き渡しを想定していません。宅配業者に配達を依頼する際は、以下の注意事項を留意の上、団体自身が直接荷物を受け取るよう手配ください。

<注意事項>

○ 住所、建物名、部室番号、団体名、担当者名、連絡先を明記してください。

○ 宅配等の着払い、直接、送付元の業者等へ受取り場所や時間を指定してください。

○ 止むを得ない事情により直接の受取りが難しい場合は学生支援課等に相談してください。

(14) 金銭を伴う活動(チケット販売, 有料催し物, 募金等)を行う時 → (自由書式) 対象：公認団体, 届出団体

収入のある場合は「販売許可願(企画書)」及び「収支見積書」を、募金の場合は「趣意書」や「目標額を記した文書」を添えて申請してください。終了後は、必ず文書で結果(総売上額、募金総額等)を報告してください。

(15) 学内でビラやパンフレットの配布、ポスターを掲示する時 → (許可制) 対象：公認団体, 届出団体

配布物や掲示物は、必ず学生支援センターの認印を受けて、所定の場所で行ってください。ただし、体育局や体育会、神楽坂地区の学友会、野田学生会、葛飾友理会の指定掲示板に掲示する場合は、各本部団体に申し出て、許可を受けてください。

基本的な掲示期間は1週間とします。期間終了後は直ちに取り外し、学内美化を心がけてください。

なお、掲示の大きさは最大でA3、枚数は原則4枚以内とし、メンディングテープや画鋏、マグネットを使用してください。掲示内容は学生の本分に適うものに限りします。

※課外活動ガイダンスや理大祭等の際は、上記以外の掲示を認めることがあります。

<掲示場所>

- 神楽坂地区：9号館2階掲示板
- 野田地区：1号館と2号館の間の屋外掲示板、講義棟入口、2～7階学生掲示板
- 葛飾地区：講義棟1階、2階～6階学生掲示板



(16) 学内で、調査、署名運動、投票等を行う時 → (自由書式) 対象：公認団体, 届出団体

事前に学生支援課等に相談した上、終了後は必ず文書で結果(署名・投票結果等)を報告してください。

(17) 大学から備品を借りたい時 → (借用願) 対象：公認団体, 届出団体, 未届団体

課外活動等で備品の借用を希望する団体は、学生支援課等に申請してください。備品の種類は地区によって異なります。他地区の備品を借用したい場合は所属地区の学生支援課等に相談ください。

なお、貸出備品は、学内で使用することを想定しています。原則、学外での利用は認めません。

また、備品貸与中または備品返却後に故障等が発見された時には、当該団体とヒアリングを行った上で、修繕費等を請求することがあります。

<貸出備品>

神楽坂地区					
プロジェクター	3	スクリーン	2	マイクスピーカー	2
のぼり旗	2	リアカー	1		
野田地区					
プロジェクター	3	マイクスピーカー	4	ワイヤレススピーカー	2
ソフトボールセット	3	拡声器	3	のぼり旗	8
葛飾地区					
テント	2	ビデオカメラ	1	拡声器	2
スピーカー	1	マイクスタンド	2	野球グローブ	20
野球ボール	10	キャッチャー用マスク	3	キャッチャー用ミット	3
野球ベースセット	1	バドミントンラケット	7	バドミントンシャトル	2
バスケットボール	5	サッカーボール	5	バレーボール	3
空気入れ	1	クーラーボックス	1	ブルーシート	2

(18) 活動で発生した廃棄物を処理したい時

対象：公認団体, 届出団体, 未届団体

課外活動により発生した廃棄物(ゴミ)は、構内のゴミ箱に分別して捨ててください。

ただし、量が多かったり、大型であったりする場合は、構内のゴミ箱ではなく、各地区にあるクリーンセンター(ゴミ収集所)へ運搬して廃棄してください。

①木屑・材木系、粗大ごみ、家電製品 (問い合わせ先：管財課)

各地区のクリーンセンターへ運搬し、分別された所定の場所に置いてください。

- 神楽坂地区：9号館脇のゴミステーション
- 野田地区：6号館裏の5号館の横、15,16号館の間入構ゲート横、のゴミステーション
- 葛飾地区：体育館裏のエコステーション

②薬品・ガソリン等の廃液や廃棄 (問い合わせ先：環境安全センター)

薬品類に加え、一般品として市販されている塗料や接着剤、ガソリン等も、成分によっては「劇物」や消防法で定める「危険物」となり、法による規制を受けるため、適切な管理が必要となります。

試薬等の薬品やガソリン、灯油を購入した場合、また、購入した塗料や接着剤等の容器に規制物質との表示がある場合(以下ラベル参照)には、法令等確認後、環境安全センター(環境安全管理室)で「薬品管理支援システム」に薬品登録を行います。また、廃棄する際にも手続きが必要ですので、必ず環境安全センターへ相談ください。

なお、神楽坂・野田地区では危険物等を取り扱う団体を対象に講習会等を行いますので、参加してください。

※管理が必要な物質の容器表示例(ラッカーの場合)

<環境安全センター(環境安全管理室)>

- 神楽坂地区：5号館1階
- 葛飾地区：管理棟3階
- 野田地区：2号館1階



急性毒性 引火性 健康有害性 腐食性 眼刺激性 環境有害性

※法定表示

消防法：第一石油類危険等級Ⅱ、有機溶剤中毒予防規則：第2種有機溶剤

6. 課外活動への助成

大学では、課外活動に対する教育的効果を期待し、有意義な活動を奨励するため、各種支援金の制度を設けています。

支援金の支給基準や申請方法等の詳細はCLASS掲示を確認し、配付する取扱要項を参照ください。

なお、申請期限を過ぎたもの、不備があるもの、個人名義のもの、キャッシュレス決済(PayPay、Suica等)により支払が行われたものは受付できません。また、原則として立替払いとなります。申請する際は領収書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

各種支援金は、限られた予算の中で各課外活動団体が本当に必要とする活動経費に対して支援をするものです。学生支援センターでは、公平な配分に努め、少しでも学生の皆さんの負担を軽減したいと考えていますが、要望どおりの支援が受けられるとは限りません。

本制度の趣旨を十分に理解して、計画に沿った予算の執行に努めてください。

(1) 課外活動支援金

対象：公認団体

申請資格：公認団体

申請対象：施設使用料、試合・大会・発表会等参加費、加盟連盟の登録費、備品購入費

※本学学生間の経費、研修センター等の学内施設使用料、飲食費は対象外

支援金額：申請書の内容を基に、学生支援センターで審査を行い、支援金額を決定します。

申請方法：別途CLASSで案内する申請書類を期間内に提出ください。

(2) 学生支援センター特別支援金

対象：公認団体

申請資格：公認団体

申請対象：各課外活動団体が主たる活動に係る経費で、特別に支援を希望するもの
※本学学生間の経費、研修センター等の学内施設使用料、飲食費は対象外

支援金額：提出された申請書の内容を基に、学生支援センターが審査し、支援金額を決定します。
審査の結果、支援金額が申請金額の一部や0円となることもあります。

申請方法：別途 CLASS で案内する申請書と領収書等の写しを提出ください。

(3) 上記以外の支援制度

対象：公認団体, 届出団体, 未届団体

こうよう会（父母会）特別助成金など、上記以外の支援がある場合は CLASS でお知らせします。

(4) その他

① 学生行事等援助金

対象：体育局本部等

学生団体を統括する体育局本部等が、外部施設を利用してリーダーシップキャンプやフレッシュマンキャンプ等を行う場合に、参加する学生に対して1人1泊2000円を補助する制度。

② 課外活動貸付金

対象：公認団体

長期利用する大型備品を購入する場合、または突発的な事故により特別な支出が必要な場合に無利息無担保の課外活動貸付金を申請することができる制度。

申請資格：大学公認後5年以上の活動実績がある公認団体

申請方法：数年にわたる返済が必要となるため、必ず団体内で話し合ってください。その結果、申請する場合は、所属地区の学生支援課等に申し出てください。

貸付条件：1団体200万円まで（返済期間：貸付100万円まで4年、貸付200万円まで8年）

7. 会計監査

部員から部費を徴収することは、部費の使い方を部員へ説明する責任が発生します。部長と会計担当者は、活動計画と活動にかかる経費を綿密に打合せ、部費を含めた部の予算をどのように執行するのかを部員に報告しなくてはなりません。それは組織として必須な取り組みです。

学生支援センターでは会計監査を実施しています。団体における適正な予算管理は、団体が健全な運営を行っている重要な指標となります。

大学からの支援金をはじめ、団体を運営するための予算（部費等）は個人のものではなく大切な公金です。そのため、予算を取り扱うにあたり会計担当者を選出し、正しく管理を行う必要があります。

また、予算管理が適正に行われていることを第三者に説明、開示すること、つまり会計監査を受けることは、一層適正な予算管理に繋がります。

各団体は、会計担当者を決め、会計処理が適正に行われるよう部則等を整備した上、「会計(決算)報告書」及び「出納帳」を作成し、以下のとおり半期毎に学生支援課等へ提出してください。その後、学生支援センターが指定した団体に対して会計監査を行います。

<提出日>

- 前期会計報告（4月1日～9月30日分） 10月末日まで提出
- 年度会計報告（4月1日～翌年3月31日分） 翌年5月、課外活動届と併せて提出

<提出物>

- ① 会計(決算)報告書、 ② 出納帳、 ③ 領収書を貼ったノート等の写し

8. 施設の利用

公認団体・届出団体・未届団体のうち、学生支援センターが許可した団体は、申請手続きを行った上で、大学の施設を利用することができます。ただし、大学行事や授業、各種ガイダンス等がある施設は利用できません。また、利用目的等によっては施設の利用を認めない場合があります。

●神楽坂キャンパス

期間 \ 施設	教室	防音室	5号館体育館・3号館運動場 ・10号館柔道場
授業期間・平日	16:20～22:30	8:50～22:30	利用時間、使用方法等は 体育局、体育会、 体育事務室に確認ください
授業期間・土曜	8:50～22:30	8:50～22:30	
日曜・祝日	8:50～20:30	8:50～20:30	
到達度評価期間	使用不可	使用不可	
お盆・年末年始	使用不可	使用不可	
夏休み	8:50～20:30	8:50～20:30	
冬休み	8:50～20:30	8:50～20:30	
春休み	8:50～20:30	8:50～20:30	
入学試験期間	使用不可	使用不可	
利用申込方法	CLASS 教室予約画面で空き教室を確認の上、共有 BOX の予約台帳に入力する、詳細は BOX 内のマニュアルを参考		
注意事項	教室の機器（プロジェクター等）は使用不可		

●野田キャンパス

期間 \ 施設	教室（音出し可教室も含む）	体育館・各グラウンド・ テニスコート	トレーニング室
授業期間・平日	16:20～21:00（音出しは 18:00 以降）	7:00～21:00	7:00～21:00
授業期間・土曜	9:00～18:00	7:00～21:00	7:00～21:00
日曜・祝日	9:00～18:00	7:00～21:00	7:00～21:00
到達度評価期間	使用不可	使用不可	使用不可
お盆・年末年始	使用不可	使用不可	使用不可
夏休み	9:00～18:00	7:00～21:00	7:00～21:00
冬休み	9:00～18:00	7:00～21:00	7:00～21:00
春休み	9:00～18:00	7:00～21:00	7:00～21:00
入学試験期間	使用不可	7:00～21:00	7:00～21:00
利用申込方法	CLASS 教室予約画面で空き教室を確認の上、共有 BOX の予約台帳に入力する 詳細は BOX 内のマニュアルを参考	共有 BOX の予約台帳に入力する	詳細は体育館管理室 に確認ください
注意事項	教室の機器（プロジェクター等）は使用不可 1日当たり1団体は5教室まで予約可	体育局の所属団体は優 先予約あり	利用制限あり

●葛飾キャンパス

期間 \ 施設	教室	防音室 (体育館の入退館は 22:30 まで)	体育館	葛飾区多目的運動広場・ 葛飾区テニスコート
授業期間・平日	16:20~22:00 (音出しは 18:00 以降)	7:00~22:00	7:00~22:00	詳細は体育事務室に確認 ください。
授業期間・土曜	8:50~22:00	7:00~22:00	7:00~22:00	
日曜・祝日	8:50~20:30	7:00~20:30	7:00~20:30	
到達度評価期間	使用不可	使用不可	使用不可	
お盆・年末年始	使用不可	使用不可	使用不可	
夏休み	8:50~20:30	7:00~22:00	7:00~22:00	
冬休み	8:50~20:30	7:00~22:00	7:00~22:00	
春休み	8:50~20:30	7:00~22:00	7:00~22:00	
入学試験期間	使用不可	原則不可	使用不可	
利用申込方法	CLASS 教室予約画面で空き教室を確認の上、共有 BOX の予約台帳 に入力する。毎日 1 週間後までの空き教室を先着順で受付			使用前月 17 日までに体育 局本部を通じて体育事務 室に申請
注意事項				年に数回、使用不可日あり

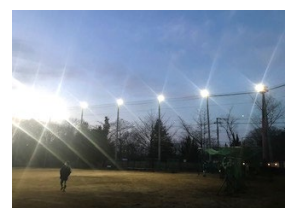


<教室・体育施設の共通ルール>

- ① 学生支援センター関係の諸規程を遵守し、公序良俗に反しないよう、団体としての責務を果たす。
- ② 課外活動の目的以外には使用しない。
- ③ 利用時間を厳守する。
- ④ 利用する際は、整理整頓を心がけ、清潔に使用する。大学が許可を得ていない塗装や加工を行わない。
- ⑤ 事故が発生した場合、施設や備品を破損した場合は、直ちに学生支援課へ報告し、指示に従う。
- ⑥ 名義貸しを禁止する。団体に登録していない者が利用することを禁止する。
- ⑦ 授業や研究に支障をきたす行為、他者に迷惑をかける騒音等が起きないように注意する。
- ⑧ 大学が許可していない学外者の施設利用は認めない。
- ⑨ 施設利用中は、盗難防止に留意し、特に貴重品の保管には万全をつとめる。
- ⑩ 無許可で火気を使用しない。危険物（薬品等）の管理は法令を遵守して行う。
- ⑪ 学内風紀や秩序を乱す行為は行わない。特に部室で喫煙や飲酒が行われた場合は厳正に処分する。
- ⑫ 鍵の複製は禁止する。
- ⑬ 鍵は借用した当日の所定時間までに施設の上、返却する。万が一、鍵を紛失した場合、紛失したと思われる場合は、速やかに当該地区の学生支援課に報告する。

【鍵の受渡し場所】

- 神楽坂キャンパス：2号館警備員室、5号館警備員室
- 野田キャンパス：15号館2F警備員室
- 葛飾キャンパス：講義棟1F中央監視室



<教室のルール>

- ①使用時間は原則として授業終了後とする。
- ②施設の利用後は、机や椅子等を元のあった状態に戻す。
- ③許可なく火気及び電源を使用しない。

<体育施設のルール>

- ①施設の利用後は、ボール等の置き忘れに注意し、グラウンド整備を行う。
- ②体育館では運動靴を使用（土足厳禁）する。
- ③施設内の器具備品を許可なく移動しない。また、許可なく持ち込まない。
- ④シャワー室、更衣室等は清潔に使用する。放置してある物品等は、適宜、撤去する。
- ⑤体育館等の照明を許可なく点灯しない。窓等を開いたときは、使用後、閉じる。
- ⑥使用した場所は清掃を行う。ごみは分別し、用具類は整理整頓する。
- ⑦早朝や夜間、日曜日や祝日の使用は、近隣住民の迷惑とならないよう注意する。
- ⑧盗難防止に留意し、貴重品の管理を徹底する。神楽坂・葛飾体育館には施錠可能なロッカーが併設されているので適宜活用する。
- ⑨試合や大会等で他大学生が参加する際、自動車や二輪車で来校しないよう注意する。
- ⑩野田体育館においてボールやネット等の備品を使用する場合は、必ず事前に体育館管理室に相談の上、体育研究室の教員（森戸記念体育館の管理室内）に許可をとる。
- ⑪葛飾体育館の女子更衣室は防犯上、入口に設置されているICカードリーダーに学生証をタッチして入室する。試合等で他大学生が利用する場合は、必ず事前に学生支援課の許可をとる。
- ⑫利用申込が重なった場合は、次の優先順位で利用を許可する。優先順位が同位の場合は双方が話し合いの上、調整する。

★優先順位★

授業 > 大学行事・大会等 > 体育局・体育会・教職員の使用 > その他使用

- ⑬試合や大会等により学外者が参加する場合は、事前に学生支援課に相談してください。相談後、開催許可の見通しが立った場合は、別途「試合合宿許可申請書」を提出ください。

<トレーニング室のルール>

- トレーニング室を使用する際は、他の利用者に迷惑をかけないようにマナーを守る。

【守るべきマナー】

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ○ トレーニング用の服装にする。 | (裸やサンダルでのマシン使用は危険) |
| ○ 室内用シューズを履く。 | (外履きシューズは禁止) |
| ○ マイタオルを持参する。 | (器具やマシンについた汗を拭く) |
| ○ 器具やマシンを長時間占有しない。 | (長過ぎるセット間休憩に注意する) |
| ○ 器具やウェイトを元の位置に戻す。 | (次の利用者に迷惑をかけない) |
| ○ トレーニング中に大声を発しない。 | (他の利用者に迷惑をかけない) |
| ○ 他人のスペースも気にかける。 | (他人のトレーニングを邪魔しない) |
| ○ 携帯電話の利用に注意を払う。 | (携帯いじりに集中しすぎない) |
| ○ 大きい音量で音楽をかけない。 | (他人の集中を妨げない) |



●宿泊施設

<学生研修センター>

野田キャンパスにある学生研修センターは、研修施設としてゼミや研修、クラブ合宿等で利用できます。

- ★設備 ミーティングルーム、ラウンジ、大浴室、大部屋 36 畳、
男子宿泊室 15 室、女子宿泊室 4 室、教員用宿泊室 2 室
- ★利用料 1 泊：500 円、シーツ代：250 円
- ★申込窓口 各地区の学生支援課
- ★予約期日 利用月の 2 ヶ月前から利用日の 2 日前まで受付可。長期休暇中の利用は、事前に相談ください。
- ★申込方法 ①学生支援課等で申込書を受け取り、必要事項を記入の上、提出（宿泊者名簿添付）する。
②財務課（統括課）で使用料金を納入し、学生支援課等で許可書を受け取る。



<大学が提携する(株)R. project の合宿施設>

公認団体は、株式会社R. projectの保有施設（関東近郊10施設）を利用することができます。課外活動で利用する場合は、大学の助成を受けることができ、負担額を低く抑えることができますので、興味のある団体は、(株)R. projectの理科大専用サイトを参照し、問い合わせた上で予約してください。

※同施設は他大学の課外活動団体も使用します。

(株)R. project 理科大専用サイトQRコード →



●(株)R. projectの施設利用時の注意事項

- ・宿泊の助成は、現地で宿泊代を支払う際に割引します。
ただし、「試合合宿許可申請書」「参加者名簿（(株)R. project専用）」が未提出の場合は、本助成を受けることが出来ません。
- ・公認団体以外の団体、顧問教員、本学学生以外の者は、本助成の対象外となります。
- ・各施設の助成金額の詳細については、各地区学生支援課までお問い合わせください。

★参考：「サンセットブリーズ保田」を使用した場合の料金

時期	基本料金	本学からの助成額	公認団体の負担額
オフシーズン（月～金等）	(3,650円)	(3,000円)	650円
通常（春休み等）	(4,350円)	(3,000円)	1,350円
ピーク（週末・夏休み等）	(5,330円)	(3,000円)	2,330円

※料金は全て税込、詳細は宿泊施設へ確認ください。 ※基本料金：1人1泊素泊まり（食事なし）

●R. project 関東近郊 10 施設（全ての施設で BBQ 可能）

①サンセットブリーズ保田（千葉県）

〒299-1909 千葉県安房郡鋸南町大六 1032

東京からの距離 ▶ 約 90 分

★施設

併設：人工芝フットサルコート3面、
スカッシュコート3面、キャンプファイアー可

近隣：人工芝サッカー・アメフト・ラグビー場、体育館、温泉プール、野球場、
武道・弓道場、多目的ホール

★推奨 アメフト、サッカー、水泳、ラグビー、野球、武道系、弓道、吹奏楽

★備考 新宿駅と東京駅から高速バスあり(2300円程度)。部屋の窓の真下に海と砂浜が広がる。夕焼けがインスタ映えする。無料送迎大型・マイクロバスあり・徒歩3分大型スーパーあり・徒歩5分温泉・地魚あり。



②サンセットビーチハウス

(千葉県：サンセットブリーズ保田から車7分)

※20名以上は3階建て施設を1棟貸切可能

〒299-1901 千葉県鋸南町元名942



★施設

併設：研修室、近隣：人工芝サッカー・アメフト・ラグビー場、体育館、温泉プール、野球場、武道・弓道場

★推奨 アメフト、サッカー、水泳、ラグビー、野球、武道系、弓道、吹奏楽

★備考 新宿駅から高速バスあり（2300円程度）。部屋の窓の真下に海が広がる。砂浜がある。無料送迎大型・マイクロバスあり。コンビニ徒歩2分。

③アルビンスポーツパーク (千葉県)

〒297-0234 千葉県長生郡長柄町長柄山522

東京からの距離 ▶ 約 90分

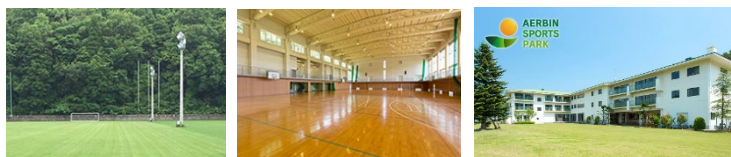
★施設

併設：天然芝サッカー場2面、

人工芝フットサルコート6面、練習用サッカー場、体育館（バスケ2面又はフットサル2面）、セミナー室、ダンスルーム（2か所）

★推奨 サッカー、バレーボール、バスケ、ハンドボール、卓球、バドミントン、武道系、吹奏楽

★備考 体育館が敷地内にある大型施設。緑に囲まれた静かな環境でトレーニングに集中できる。



④ kit みずさわ (千葉県)

〒299-4423 千葉県長生郡睦沢町大上3220

東京からの距離 ▶ 約 85 分

★施設

併設：小学校の雰囲気を残した多目的室、体育館、校庭

近隣：パーク睦沢（無料送迎バス5分）、バスケ2面・軟式野球場・天然芝サッカー場・テニス（オムニ4面）、柔道・剣道・水泳（夏季シーズンのみ）・フットサル

★推奨 ダンス系、音楽系、サッカー、バスケットボール、柔道、剣道、水泳、野球、ソフトボール

★備考 小学校の教室をいかした客室や、多くの懐かしい雰囲気を持つ多目的室、体育館、広場、理科室や、放送室も利用が可能。無料送迎マイクロバスあり。



⑤白浜フローラルホール (千葉県 南房総)

〒295-0103 千葉県南房総市白浜町滝口6767番地1

東京からの距離 ▶ 約120分

★施設

併設：大ホール、スタジオ（壁面鏡貼り）、多目的ルーム（鏡あり）

★推奨 ダンス系、演舞系、吹奏楽、演劇系、ダブルダッチ、音楽系、Eスポ

★備考 大ホール：24時間演奏可能！大画面で映画鑑賞・TVゲームも可能！海を一望できる。管理人がブレイクダンスのプロ（紅白歌合戦バックダンサー）、希望すれば指導してくれる。コンビニ車3分



⑥昭和の森 フォレストビレッジ (千葉県千葉市)

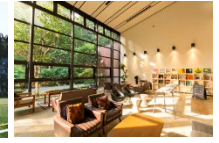
〒267-0062 千葉県千葉市緑区小食土町955 東京からの距離 ▶ 約 75 分

★施設 併設：人工芝フットサルコート3面、多目的ルーム2つ

近隣：野球場兼サッカー場、テニス（ハード6面・オムニ2面）徒歩15分

★推奨 ダンス系、演舞系、演劇系、吹奏楽、文化系、軟式野球

★備考 キャンプ場も併設。コンビニ徒歩10分



⑦本栖湖スポーツセンター (山梨県)

〒401-0337 山梨県南都留郡富士河口湖町本栖 210 東京からの距離 ▶ 約 120 分

★施設 併設：人工芝サッカー1面・アメフト・ラグビー場、
多目的広場、天然芝サッカー1.5面、400mトラック、
アメフト・ラグビー場、体育館、スタジオ

★推奨 アメフト、サッカー、ラグビー、ラクロス、バレー、
バスケ、ハンドボール、バドミントン、陸上競技、ダンス系、演舞系、吹奏楽

★備考 本栖湖のすぐそば、深い森に囲まれた、グラウンド、全天候型陸上トラック、
人工芝グラウンドは、ACミランの練習場と同様の芝で本格派合宿施設。

キャンプ場も併設、グランピング、アウトドアアクティビティ（SUP・カヤック・カヌー）も可。



⑧レイクロッジヤマナカ (山梨県山中湖)

〒401-0502 山梨県南都留郡山中湖村平野 479 東京からの距離 ▶ 約 120 分

★施設

併設：サッカー・アメフト・ラグビー場、セミナー室

近隣：「交流プラザきらら（隣接）」、野球場・ソフトボール場
グラウンド（人工芝・クレイ・多目的、各1面）、
野外コンサートホール、テニスコート（オムニ3面）

★推奨 アメフト、サッカー、ラグビー、ラクロス、文化系、テニス、軟式野球、ソフト

★備考 キャンプ場もあります。山中湖の向こうに見える富士山は圧巻。



⑨上郷森の家 (神奈川県横浜市)

〒247-0013 神奈川県横浜市栄区上郷町 1499-1 東京からの距離 ▶ 約 60 分

★施設 併設：ホール、多目的ホール、スタジオ、ミニ体育館

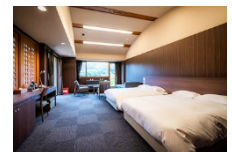
★推奨 ダンス系、演舞系、演劇系、音楽系、卓球、文科系

★備考 最寄り駅：金沢八景駅か大船駅（品川駅から電車 37 分）

客室が全面改装され、客室はホテルなみのきれいさ。

横浜自然観察の森や金沢市民の森に隣接した自然豊かな施設。

屋内焚火場、キャンプ場等の館内施設も充実。無料送迎マイクロバスあり。



⑩タカオネ (東京都八王子)

〒193-0844 東京都八王子市高尾町 2264 東京からの距離 ▶ 約 60 分

★施設 併設：会議室、研修室

★推奨 ダンス、ゼミ

★備考 2021年にオープンした高尾山近くの施設。

最寄り駅：高尾山口駅から徒歩1分。新宿駅から電車で約60分と都心から気軽に訪れることができる。

昼は高尾山に登り、夜はBBQや中庭で焚き火ができる。全員で楽しめるアクティビティが盛りだくさん。



9. 事故対策

(1) 課外活動中の事故とその対策

課外活動は十分な安全基盤に則った上での活動が基本です。課外活動団体の指導者及び責任者は、常に安全を確保した活動に努めるとともに、事故が発生した場合の対策を策定しておく必要があります。

対策を講じていない、対策内容に不備がある場合は、当該団体に対して事故が発生した責任を問うこととなります。日頃の活動時においても、幹部役員はもちろん、部員全員が危機管理の意識を持って活動してください。

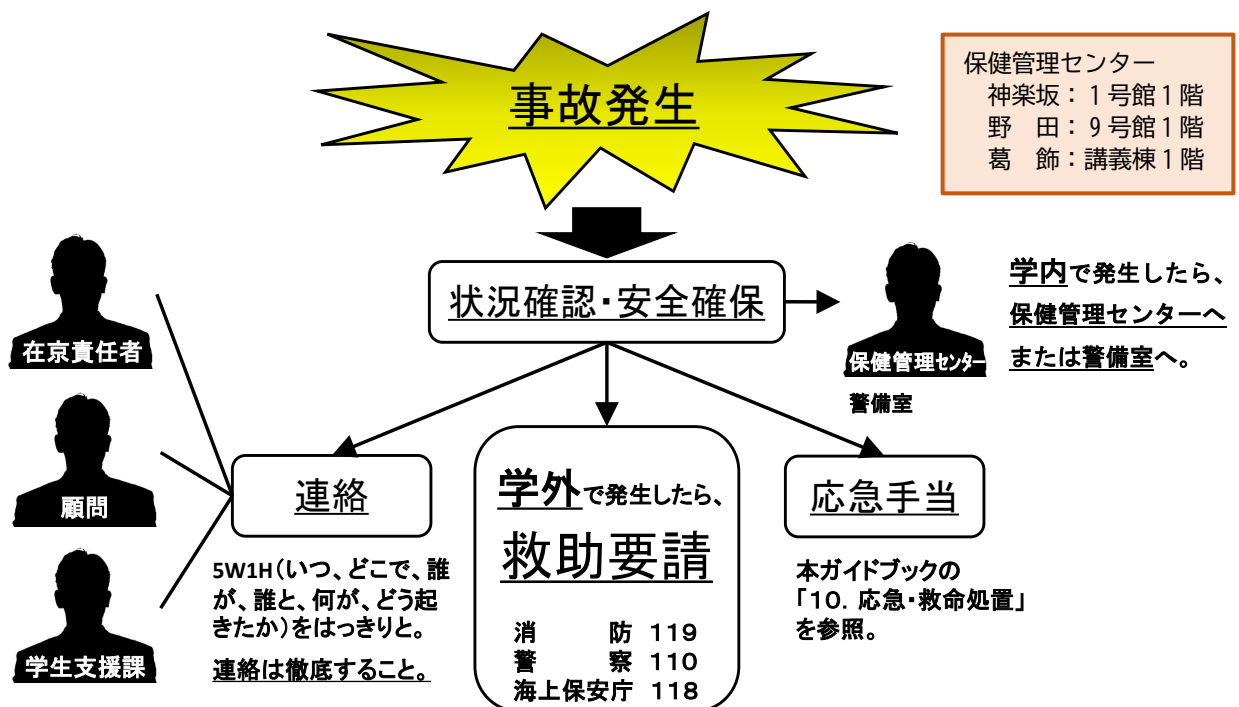
★ハインリッヒの法則によると、重症以上の事故が1件発生した場合、それまでに29件の軽傷の事故があり、300件の「ヒヤリとした・ハツとした」ような怪我にならないで済んだ事故が起きていたと言われています。事故は「ヒヤリとした・ハツとした」の段階で止めることが大切です。課外活動中の軽傷を甘く見ず、黄色信号だと捉えて原因を話し合い、改善するよう努めてください。

<本学における課外活動中死亡事故>

年 月	クラブ	場 所	原 因
1984年3月	公認団体（武道系）	野田第2体育館	練習中腹部に前蹴りを受け心不全により死亡
1984年7月	公認団体（文化系）	三宅島	自由時間に遊泳し水死
1984年7月	未届団体（文化系）	八丈島	自由時間に遊泳し水死
1995年3月	公認団体（運動系）	鹿沢スキー場	滑降中コースを外れ、立ち木に激突し死亡
2009年3月	公認団体（運動系）	八ヶ岳連峰	滑降し死亡
2010年8月	公認団体（運動系）	北海道日高山系	増水した川の濁流にテントごと流され3名死亡

(2) 万が一、事故が発生したら

課外活動中に事故が発生した場合、その被害を最小限に押さえるため必要な行動です。



10. 応急・救命処置

(1) 救命処置の重要性

下図は1966年アメリカのドリンカー博士がWHOに報告した「救命曲線」です。

図は呼吸停止（呼吸停止数分後には心臓も停止）のあとに、人工呼吸（又は心肺蘇生）を早くすればするほど蘇生率が高く、遅ければ遅いほど死亡する割合が高くなることを示しています。

呼吸停止2分後に人工呼吸を始めると約90%の確率で生命が救えますが、3分後は75%、4分後は50%、5分後は25%、10分後にはほぼ0%になってしまいます。様子を見たり、人工呼吸を躊躇したりする間に生命を救うことができなくなることがわかります。

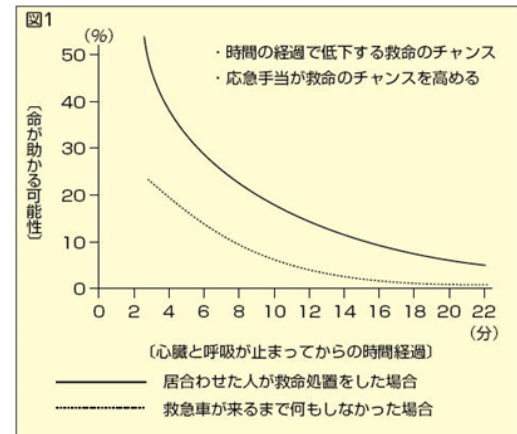
救急車は119番通報を受けてから事故現場に到着するまで平均5~6分かかると言われます。

しかし、脳が酸素なしで生きていられる時間はわずか3~4分と言われ、たとえ医師に引き継いでも意識(脳)を回復させることは困難となります。

呼吸停止の場に直面した際、寸秒を争っての応急救命措置（AED使用、人工呼吸、心臓マッサージ等）が求められます。

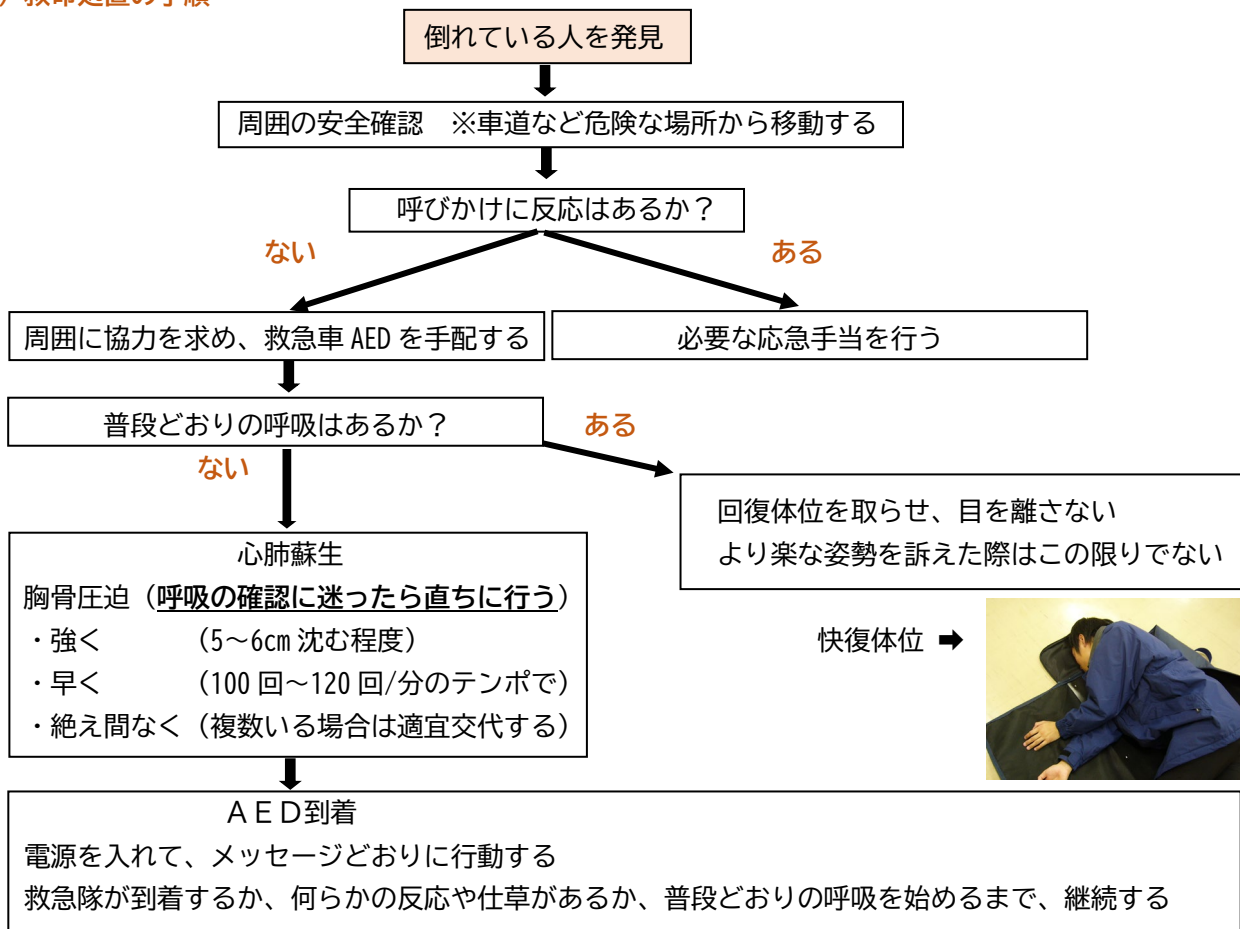
それができるのは、その場にいる「あなた」なのです。

<図1：ドリンカーの救命曲線>



Holmberg M et al. Effect of bystander cardiopulmonary resuscitation in out-of-hospital cardiac arrest patients in Sweden. Resuscitation 47:59-70, 2000. より、一部改変して引用

(2) 救命処置の手順



(3) 応急手当

①意識障害の場合

脳卒中や瞬間意識消失、日射病、脳貧血等、生命に係わることが多い。慎重に扱い医師の指示に従う。

- ・揺すったり、水をかけたりしない、保温する。
- ・倒れたままの体位で、気道を確保する（頭を後ろに曲げてのどを伸ばす）。
- ・身体をそっと横向きにする（意識の無い時、窒息させないため）

②出血がある場合

出血がある場合は、「直接圧迫止血」を行う。これは出血部位にタオルなど清潔な布をあてて、強く圧迫する方法である。絶え間なく圧迫を行うと止血効果は高い。血液に触れないよう、ビニール袋等で手を覆ってから行う。布に血がにじんでくる場合には上から新たな布を足し、傷口が開いてしまうため、出血部位に直接あてた布は絶対にはがさない。三角巾もあれば適宜活用する。

出血量が多い場合には速やかに救急車を呼び、輸血に備え意識を失う前に血液型を確認しておく。

③倒れている人を見かけた場合

a) 肩を叩きながら声をかける

返事があれば「安心する言葉」をかける

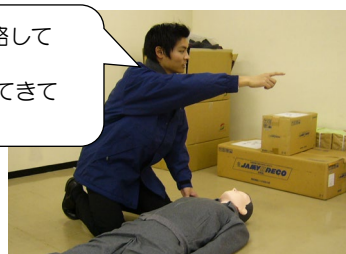
b) 返事がなかったら・・・

119番通報とAED用意を依頼する

分かりますか？



あなたは119番へ連絡してください。
あなたはAEDを持ってきてください。



c) 呼吸の有無を調べる。

胸腹部が上下するかを観察し、判断に迷う場合は直ちに胸骨圧迫を行う



d) 呼吸がなかったら心肺蘇生法（心臓マッサージ）

手の付け根部分で1分間に100～120回、胸が5～6cm沈むよう垂直に圧迫する（肘は曲げない）

胸の圧迫後はしっかりと胸を元に戻し、確実にポンピングする。救急車・AEDの到着まで繰り返す。



※心臓マッサージは正しく行えば大きな効果が得られます。

呼吸が停止しても、人間の血液中には10分程度生存できる量の酸素が含まれています。心臓を動かし、脳へ酸素をポンプアップすることで、生存率を高めて後遺症のリスクを減らすことができます。ときには、1時間もかかって効果が現れる場合もありますので、根気よく続けることが重要です。背中に厚い板を入れる等、必ず硬い面の上で行ってください。

④熱射病・熱中症の場合

暑い日の限界を超えた運動で熱放散ができず、体温が40℃を超えた時に発症することがあります。発症した場合は患者を涼しい場所へ移し、衣服をゆるめて、冷水で体を冷やし、周囲から仰ぐようにします。鼠径部（股関節）の周囲を冷やすと効果が早く現れます。痙攣や出血が止まらない場合や、反応がおかしい場合、意識がない場合には、速やかに救急車を呼んでください。

⑤打撲・捻挫・肉離れの場合

打撲、捻挫、肉離れなどの場合は、受傷と同時に内出血や炎症が進行していくので「PRICES」の処置といって、「Protect…まず安全な場所に移動し保護、Rest…局所を安静に保ち、Ice…氷で冷やし、Compression…軽い圧迫を加え、Elevation…心臓より高く上げ、Support…松葉杖、車イス、三角布、副木等で補助や固定を行う」等の処置が必要です。

⑥骨折の場合

《判断》

- ・患部がはれる
- ・動かせなくなる
- ・動かしたり、触れたりすると激しい痛みがある
- ・形や皮膚の色が変わってくる
- ・ひどい時は、折れた骨が皮膚を破って出血を伴う

《処置》

- ・骨折部を安静にする
- ・副子を当て、動かさないようにする
- ・副子を当てたら30分おきにしばり具合をみる（出血や腫れによる血行障害の恐れがあるため）
- ・痛みの激しい部分を冷やす
- ・傷は洗わずに清潔な布やガーゼを当てておく
- ・突き出した骨を押し込んだりしないこと
- ・取扱いに注意して、医師の診断を受ける

※副子とは：骨折や関節炎などの固定包帯に用いられる装具のことで、ケガをした部位によって木、割り箸、鉛筆、定規、ダンボールなどを使用するが、必ず長さ・幅・硬さが十分あるものを使用する。骨折している箇所の上下の関節を合せて固定し、その上から、三角巾やタオルなどで縛り、固定する。

(4) 119番通報時の注意点

- ① 学内で事故が発生した際には、まず保健管理センターへ一報する。
- ② 119番につながったら、5W1Hを落ちついてはっきりと伝える。
- ③ 「この後どうすればよいですか？」と指示を仰ぐ。
- ④ 消防の通信指令員がよいと言うまで電話を切らない。

(5) 各キャンパスのAED設置場所

神楽坂	1号館1階玄関前	2号館1階ホール	3号館1階EV前
	5号館1階学科事務室前、地下3階体育館横	10号館1階EV前	ポルタ6階EV前
富士見	1階保健室前、6階エレベーター前	2階食堂ホール	4階PCサポート室
葛飾	講義棟1階入口、保険管理センター前	研究棟東1階、5階	研究棟西1階
	体育館棟1階	図書館棟1階	学生食堂1階
	講義棟1階正面玄関入り左側壁	図書館3階大ホール入口	
野田	2号館警備員室	3号館玄関ホール	4号館玄関ホール
	6号館玄関ホール	厚生棟1階保健管理センター	10号館警備員室
	12号館玄関ホール	15号館警備員室	講義棟1階中央階段裏
	カナル会館1階玄関	生命研警備員室	学生研修センター受付ホール
	部室棟1階西側	体育館玄関ホール	トレーニングルーム玄関
長万部	男子寮1号棟2階、3階、4階フューラウジ、 女子寮1階談話室	エソール会館1階風除室、 体育館2階用具室横	1号館入口ホール、警備員室、 女子トイレ横

11. 保険制度

課外活動団体の活動には、万全な安全対策にもかかわらず、事故によって身体に傷害を被ることがあります。一旦事故が発生すると、その影響は思いもよらない範囲まで広がります。

本学では、在学生全員が『学生傷害共済補償制度（学傷補）』に加入しているほか、学校法人としても『学校施設管理者賠償責任制度（施設賠償）』に加入しています。

課外活動中に怪我した場合でも、条件に当てはまる場合は保証を受けることができますので、学生支援課へ申し出てください。

なお、学生支援センターでは、各団体に対し、活動内容に応じた任意保険の加入を推奨しています。各団体の幹部役員は、『学生傷害共済補償制度（学傷補）』の制度をしっかり理解した上で、自団体の活動の補償として不十分と判断した場合は、必要に応じて任意保険に加入して補うようにしてください。任意保険に加入することによって、万一の事故の際、より適切な対応が可能になることがあります。

●学生傷害共済補償制度（学傷補）

本学学生が正課教育および課外活動中に身体に傷害を被った場合に補償する保険です。

<課外活動中の事故の場合>

- ・対象学生：公認団体及び届出団体に所属する部員
- ・補償範囲：大学に届け出た活動中の事故（合宿や試合等で学外施設を使用した場合も含む）
- ・補償金額：①死亡見舞金 1,240 万円、②後遺障害見舞金 45 万円～3,000 万円、
③入院見舞金 1 日あたり 4,000 円、④通院見舞金 1 日あたり 1,000 円、
⑤医療見舞金（治療日数 14 日以上）3 万円～30 万円 ※③④と別途支払い
- ・請求方法：①事故発生後 20 日以内に学生支援課へ報告、保険金請求書と事故通知ハガキを受取る。
②事故通知ハガキを記入の上、ポストに投函する。
③治療
④完治後、保険金請求書を作成し、学生支援課等へ提出する。
⑤保険金請求書に記載した口座へ保険金が支払われる。



●学校施設管理者賠償責任保険（施設賠償）

学校法人として加入しているもので、保険の対象者は、在学生、教職員、指導者名簿に記載の指導者となります。

本保険は、正課および課外活動中に生じた事故について、本学に法律上の賠償責任が発生した場合のみ、本学が負担する賠償損害を支払うものです。

対人賠償として 1 名 1 億円まで、対物賠償として 1 事故につき 1 億円までを限度に補償されますが、被保険者間の交叉責任（同一の競技をしていた学生間の賠償事故等）については、補償対象となりません。該当し得る事故等に遭った場合は、速やかに学生支援課等へ申し出てください。



12. 飲酒事故防止

例年、『新歓コンパ』『追いコン』『学園祭』時等に、アルコール中毒により病院に運ばれるという事故が報道で伝えられています。

飲酒の適量は一人一人違うものであり、その日の体調によっても左右されるものです。また、適量であっても一気に飲むと危険です。飲酒の強要や未成年飲酒は、犯罪行為であり、最悪の場合、生命にかかわる事態にもつながります。

本学は社会的に一定の評価を得ており、軽拳妄動は慎まなければなりません。飲酒が禁じられている20歳未満の者も含まれていることを理解し、飲酒により周囲へ迷惑行為をかけた、生命にかかわるような危険な状態に陥ってしまうことなどは、厳に慎まなければなりません。

万が一泥酔者が発生した場合は、絶対に目を離さず、医療機関へ速やかに搬送してください。

飲酒による事故は、一人一人の自覚で未然に防げるものであり、各団体の責任者には、こうした事故が起らないよう、十分に注意する義務があります。また、下級生などは無理強いや一気に飲みを強制されても断る勇気を持ちましょう。

<飲酒事故例>

- ・大学付近路上において、酒の一気に飲みを集団で行った上、公道上を競走する危険な行為を行った。
- ・イベントにて泥酔者を出し、部員が背負って介護をしていたところ、泥酔者が頭部から地面に落ち、救急車で搬送された。

13. 個人情報の取扱い

クラブの部員間で連絡をとるのに利用する携帯電話番号・メールアドレスなど、クラブ内では多くの個人情報を所持しているかと思えます。

個人情報は個人のプライバシーにかかわる問題であり、万が一、第三者に個人情報が渡ってしまった場合、悪用されたり、不正に利用されたりして、個人に被害が及ぶこともあります。

それを未然に防ぐためにも、取扱いには十分注意してください。特に、以下の点に注意してください。

<注意>

- ・個人情報の入った記録メディア（USBメモリ等）は厳重に管理する（例：保管者を部長等に限定する、パスワードをかける、不用意に持ち歩かない等）。
- ・公演や展示会等でアンケートをとる場合は、必要な情報のみに限定する（不要な個人情報はなるべく持たないようにする）。
- ・SNSを含むWebの使い方に注意し、軽率な情報発信をしない。

なお、新歓ガイダンスをオンライン（Zoom等）で行う場合、学外者と思われる不審なアカウントが参加し、個人情報の取得や迷惑行為等を行うリスクがあります。

オンラインで勧誘活動を行う際は、「事前予約制で予約をした新生へURLやパスワードを通知する」、「学籍番号、氏名が確認できないアカウントは参加を承認しない」、「カメラオンでの参加を原則とする」等、学外者の参加を排除できるよう、留意してください。

14. 学生表彰

本学では、課外活動において優秀な成績・功績のあった団体、個人に対し表彰を行っています。表彰の選考はスポーツ、文化、芸術、芸能、社会活動等を対象とし、年度ごとに各クラブ顧問、および団体等に対して候補者の推薦を募り、学内の審議を経て決定しています。

『2022年度 学生表彰 受賞一覧』



◎ 学生表彰（学長賞） 課外活動

課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、課外活動の振興に功績があったと認められる者

受賞者・受賞団体	主な業績・成果等
I 部体育局 陸上競技部 薬学部生命創薬科学科 2 年	2022 日本学生陸上競技校選手権大会 男子 400m 第 2 位 2022 日本学生陸上競技個人選手権大会 男子 400m 第 3 位 2022 U20 世界陸上競技選手権大会 出場
神楽坂公認団体 囲碁部 工学研究科工業化学専攻修士 1 年	第 68 回全日本アマチュア本因坊戦 優勝
葛飾公認団体 鳥人間サークル-鳥科	第 44 回鳥人間コンテスト 滑空機部門 第 3 位 ※学生団体としては当該部門第 1 位
葛飾届出団体 みらい研究室実行委員会	2022 サイエンスフェア「科学へのトビラ」開催

◎ 学生表彰（学長賞） 社会活動

社会活動において優れた評価を受け、かつ、東京理科大学の名譽を著しく高めたと認められる者

受賞者・受賞団体	主な業績・成果等
理工学部機械工学科 4 年	「東京理科大学キャンパスメイト制度」の発案・設立、 当該制度に基づく国際交流イベントの実施等
神楽坂届出団体 留学生会 理学研究科科学教育専攻 博士後期課程 3 年	団体代表として留学生の生活面等を長期に渡り支援 救急搬送された外国人留学生に対するの支援、 学内ピア・サポート体制の立ち上げへの貢献等

◎ 学生支援センター長賞

課外活動又は社会活動において、優れた成果等があったと認められる者

受賞者・受賞団体	主な業績・成果等
神楽坂公認団体 将棋部 理工学部情報科学科 4 年	令和 4 年度関東大学将棋連盟秋季個人戦 優勝 第 51 回全日本学生将棋十傑戦 第 8 位
II 部体育会 舞踏研究部 理学部第二部数学科 4 年	第 68 回全日本学生競技ダンス選手権大会 ちゃちゃの部 第 2 位 第 123 回東都大学学生競技ダンス選手権大会 ちゃちゃの部 1 位、 パソドブレの部 3 位 等

神楽坂公認団体 軟式野球部	第2回全日本大学軟式野球選抜大会 SUMMER CUP 2022 ベスト16 全日本大学軟式野球連盟 第3回関東ブロック大会 優勝
I部体育局 空手道部	第35回全日本理工科系学生空手道選手権大会 男子団体組手 準優勝、女子団体組手 準優勝 第66回全日本空手道選手権大会に出場
I部体育局 軟式庭球部	令和4年度関東学生ソフトテニス春季リーグ戦 4部優勝、3部昇格
葛飾公認団体 Mice 工学研究科機械工学専攻修士1年	第37回全日本学生マイクロマウス大会 クラシックマウス競技 第1位 等
葛飾公認団体 Mice 先進工学部電子システム工学科1年	第37回全日本学生マイクロマウス大会 クラシックマウス競技 第4位 等
葛飾公認団体 Mice 先進工学部電子システム工学科4年	第37回全日本学生マイクロマウス大会 クラシックマウス競技 第5位、特別賞 等
野田公認団体 ロボットクリエイターズ	堀川エコロボットコンテスト2022 (国土交通省)中部地方整備局長賞
I部体育局卓球部 理工学部土木工学科4年	関東学生卓球リーグ戦3部 特別賞
神楽坂届出団体 留学生会 理学研究科科学教育専攻修士2年	団体代表として留学生の生活面等を支援 (救急搬送された外国人留学生に対するの支援等)

◎ 学生支援センター奨励賞

課外活動又は社会活動における成果等に鑑みて、今後、一層の活躍が期待される者

受賞者・受賞団体	主な業績・成果等
野田公認団体 Yosakoi ソーラン部	外務省が推進する「対日理解促進交流プログラム (JENESYS)」(カンボジア)への参加
理学部第一部応用数学科4年	外務省が推進する「対日理解促進交流プログラム (JENESYS)」(韓国)への参加
理学部第二部数学科1年	第23回北関東ピアノコンクール 大学生Lの部 奨励賞
工学部情報工学科2年	青森朝日放送主催「第20回ふるさと自慢わがまちCM大賞」にて、 青森県階上町と共同で町のCMを制作 等
薬学部薬学科5年	内閣府が主催する「令和4年度日本・中国青年親善交流事業(オンライン)」への参加



15. クラブ一覧表

キャンパス表記は本部所在地です。どのキャンパスの学生でも各団体に入部できます。

I 部体育局（公認団体）									
体育局本部	神	山岳部	神	スキー部	野	硬式庭球部	野	フリースタイル部	野
卓球部	神	弓道部	神	ソフトボール部	野	航空部	野		
軟式野球部	神	舞踏研究部	神	卓球部	野	合気道部	野	体育局葛飾支部	葛
合気道部	神	洋弓部	神	バスケットボール部	野	自動車部	野	空手道部	葛
アイスホッケー部	神			バドミントン部	野	柔道部	野	硬式庭球部	葛
ウエイトトレーニング部	神	体育局野田支部	野	バレーボール部	野	女子ラクロス部	野	ゴルフ部	葛
剣道部	神	準硬式野球部	野	ハンドボール部	野	吹奏楽部	野	バレーボール部	葛
サッカー部	神	アメリカンフットボール部	野	ボクシング部	野	水泳部	野	ハンドボール部	葛
柔道部	神	硬式野球部	野	洋弓部	野	男子ラクロス部	野	ヨット部	葛
水泳部	神	サッカー部	野	ラグビー部	野	軟式庭球部	野		
硬式野球部	神	少林寺拳法部	野	剣道部	野	陸上競技部	野		
II 部体育会（公認団体）									
体育会本部	神	蹴球部	神	卓球部	神	剣道部	神		
舞踏研究部	神	スキー部	神	軟式野球部	神	合気道部	神		
籠球部	神	ソフトテニス部	神	排球部	神	柔道部	神		
神楽坂地区（I 部公認団体）									
囲碁部		美術部		物理研究会		動画研究同好会		神楽坂吹奏楽団	
映画研究部		放送研究部		数学研究部		モダンジャズグループ		赤十字奉仕団	
神楽坂一丁目通信局		落語研究部		生物研究部		書道部		管弦楽団	
将棋部		応用数学研究部		奇術同好会		東京理科大学ギター部			
歌う友の会		化学研究部		Fish in Fins		文具研究同好会			
混声合唱団		天文研究部		アカラサークル Pe☆rappella		杖道・居合道部			
神楽坂地区（II 部公認団体）									
器楽アンサンブル		うたふ会		天文研究部		フォーク村			
神楽坂写真部		放送研究部		無線研究部		漫画研究部			
美術部		化学研究部		生物研究部		ゲームサークル・ポレトレ			

野田地区（公認団体）				
坊ちゃん Lab	機械工学研究会	和太鼓サークル 樹	空手同好会	ローバース（探検）
A DME	軽音楽ジャズ研究会	GASSES（ストリートダンス）	軽音楽工作研究会 ACT!!	ロッコ（硬式庭球）
VoiceTraining 部	数学研究会	音楽研究会	ジャグリング DOMINUS SOMNI	ロボトクリエイターズ
映像研究会	茶道部	サイクリング同好会	テニス虫の会	劇団ポコポコ
ギター部	天文研究会	古典ギター同好会	ハイキング同好会	将棋部
軽音楽ロック研究会	電気工学研究会	野田同好会本部	ピアノの会	鉄道研究会
書道部	美術集団	Aircraft Makers	ブリティッシュ（スキー）	電子計算機研究会
ボランティアサークル ココサポ	物理研究会	NAS フットサルクラブ	マジックサークル PALM	二輪会
囲碁部	野田文化会本部	TUSCOM	ものづくりサークル Create	漫画研究会
化学研究会	薬理班	Yosakoi ソーラン部	ユースホステル	メディアアートサークル C4`S
K-POP ダンス KOOLGEM				
葛飾地区（公認団体）				
英語研究部	Mice	アカササークル chum	鉄道旅行クラブ	漫画研究同好会
演劇部（羅夢駝）	無線研究部	イアエステ	鳥人間サークル - 鳥科	オリエンタリングクラブ
写真部	DJ&DANCE AQUARIUS	サイクリング同好会	地球科学研究部	
神楽坂・野田・葛飾地区（届出団体）				
学友会常任委員会 神	ルビックキューブサークル 神	みらい研究室実行委員会 葛	宇宙クラブ 野	競技かるた同好会 野
理大祭実行委員会 神	ソトボールオースト 神	非電源ゲーム研究会 葛	フィギュアスケート部 野	環境保全 RiSO Ranger 野
新聞会 神	軽音 POP 神	ホワイトリバー 葛	軟式野球サークルジャイロ 野	Music & Freaks 野
留学生会 神	料理研究会 神	情報技術クラブ 葛	ピリアート ロオンス 野	家庭菜園 SAIENS 野
chibi lab. 神	Hult Prize 東京理科大学 神	LAID BACK 葛	軟式テニス Chop-Stick 野	気象サークル 野
硬式庭球同好会 MILK 神	フットサルサークル紫陽花 神	バドミントンサークル AULA 葛	漫画読会 野	軽音楽 Pharman 野
弓道さきがけ 神			文芸サークル Clock 野	R-SEC(宇宙コミュニティ) 野
軽音カオスパー 神	葛飾友理会 葛	野田学生会 野	アルティメットサークル CEU 野	テニスサークル PEANUTS 野
文芸座 神	理大祭実行委員会 葛	理大祭実行委員会 野	運河アターナイト委員会 野	TRPG 研究会 野



16. 課外活動関係内規抜粋

公認団体及び届出団体に関する学生支援センター内規（抜粋）

（趣 旨）

第1条 この内規は、東京理科大学（以下「本学」という）の学生が組織する公認団体及び届出団体に関する事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条（1）公認団体：本学が公認する顧問を配した団体（2）届出団体：本学が届出を受理した団体

（顧 問）

第3条 顧問は、本学の専任講師以上の教育職員とする。

（承認及び受理）

第4条 公認団体の承認及び届出団体の受理については、東京理科大学における公認団体及び届出団体に関する学生支援センター審査要項に定める。

（書類の提出等）

第5条 公認団体及び届出団体は、次の事項を遵守するものとする。

- （1）当該年度の活動届の提出（毎年度初め）
- （2）部員名簿の提出（毎年度初め）
- （3）試合届、合宿届その他の諸手続きの提出
- （4）団体規約の保管
- （5）会計に関わる帳票の保管（当該年度の翌年度から起算して4年間）
- （6）本学が行う会計監査の受諾

（活動の休止等）

第6条 公認団体又は届出団体から活動休止願が提出された場合、当該活動休止願を受理した日から1年間に限り活動の休止を認めることができる。ただし、活動休止延長願が提出された場合、1回に限り1年の範囲内で活動休止の延長を認めることができる。

- 2 前項に規定する活動休止中の団体から活動再開願が提出された場合、活動の再開を許可することができる。

（承認の取消等）

第7条 次の各号のいずれかに該当する公認団体又は届出団体に対して、学生支援センター運営委員会の議を経て、施設使用の禁止、活動の停止、承認又は受理の取消等措置を講ずることができる。

- （1）東京理科大学における公認団体及び届出団体に関する学生支援センター審査要項第8項の各号のいずれかに該当した団体
- （2）第5条に規定する事項の全部または一部を遵守しない団体
- （3）前条に規定する活動休止中の団体で、当該活動を再開しているにもかかわらず、活動再開願を提出していない団体
- （4）本学の名誉を傷つける行為をなした団体
- （5）その他学生支援センター運営委員会が必要と認めた場合

（雑 則）

第8条 この内規の施行に関し必要な事項は、別に定める。

課外活動貸付金内規（抜粋）

（目的）

第1条 この内規は、課外活動団体に資金の貸付を行い、課外活動を助成するとともに課外活動貸付金に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（貸付対象団体の資格）

第2条 貸付対象団体の資格(以下、「申請団体」という)は、『公認団体に関する内規』第2条に規定される団体で5年以上の活動実績のあるところとする。

（貸付金の限度額）

第3条 貸付金の限度額は、1団体200万円とする。ただし、特別の事情がある場合は限度額を超えて貸付けることができる。

（再貸付）

第4条 貸付の返済を完了した団体に対しては、再度資金を貸付ることができるものとする。

（利息）

第5条 貸付金に利息は設けない。

（返済期間）

第6条 返済期間は、次の各号の年限を超えないものとする。

ただし、大型備品の購入については当該備品の耐用年数の範囲内とする。

- 1 貸付金額が100万円までの貸付について 4年
- 2 貸付金額が200万円までの貸付について 8年

（貸付の申請）

第7条 貸付金の申請は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合とする。

- 1 長期に利用できる大型備品を購入する場合
- 2 突発的な事故により特別な支出が必要な場合

（貸付申請時期）

第8条 申請団体は、第7条第1項第2号による場合を除き、課外活動助成金の申請時に課外活動貸付金申請書（様式第1号）に課外活動貸付金返済計画書（様式第2号）を添え、学生支援センター長に提出しなければならない。

（貸付の決定）

第9条 前条の申請に対し、学生支援センター長は学生支援センター運営委員会の議を経て、貸付金の額を決定し、その旨を申請団体に通知するものとする。

- 2 申請団体は、課外活動貸付金決定通知書（様式第3号）の交付を受けたときは、課外活動貸付金借用証書（様式第4号）を提出しなければならない。

（担保）

第10条 貸付に対する担保は設けない。

（返済方法）

第11条 返済方法は原則として課外活動助成金と要返済額に充当するものとし、課外活動貸付金決定通知書（様式第3号）の返済方法により返済しなければならない。

東京理科大学公認団体等に関する会計監査内規（抜粋）

（目的）

第1条 この内規は、「公認団体等に関する内規」第4条第1項第5号の規定により会計監査（以下「監査」という）に関する事項を定めることを目的とする。

（対象）

第2条 監査は、「公認団体等に関する内規」第2条に規定する公認団体に対して学生支援センター長が実施する。

（手続）

第3条 監査対象となった公認団体は、所定の期日までに学生支援センター長へ監査対象年度の「出納帳」、「領収書帳」、「部費等納入帳」等、監査に必要な書類を提出しなければならない。

2 監査は定時監査および臨時監査とする。

3 定時監査は年1回、期日を指定して実施する。

4 臨時監査は必要に応じ実施する。

5 学生支援センター長は監査結果を学生支援センター運営委員会に報告するものとする。

（罰則）

第4条 監査に応じない公認団体は学生支援センター運営委員会の議を経て、公認団体の承認を取り消す。

2 監査の結果、不適切な使用があったと認められる場合には、学生支援センター運営委員会の議を経て、課外活動助成金等の減額または停止など必要な措置を行う。

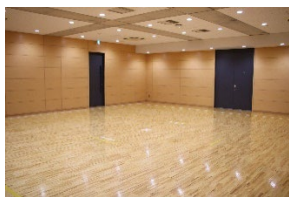
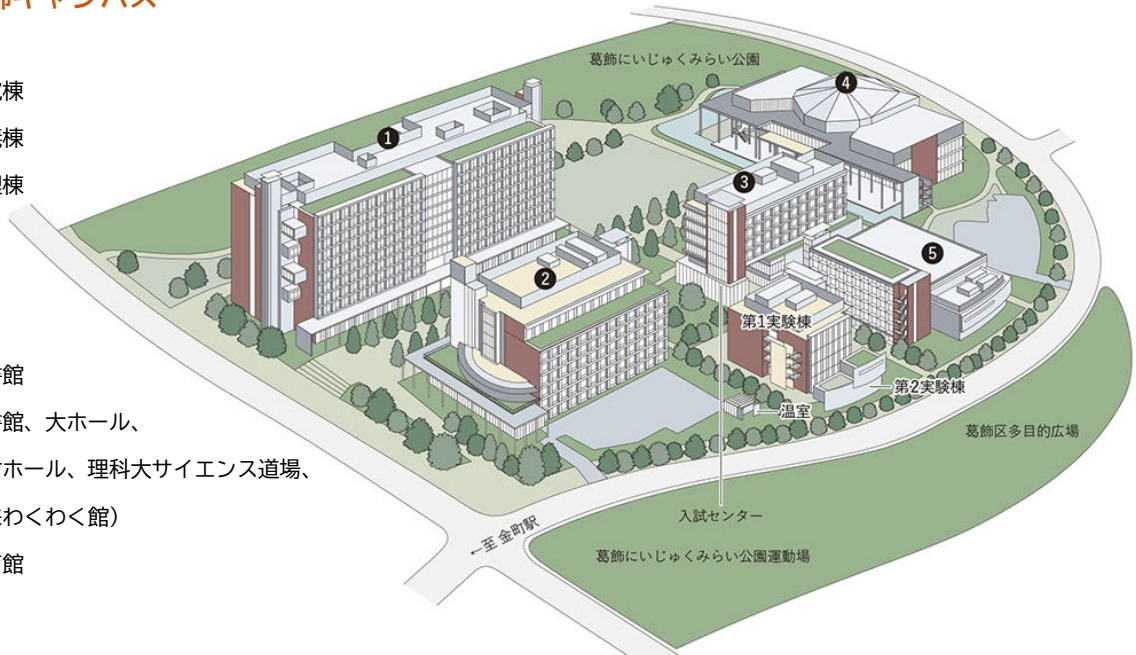


●葛飾キャンパス

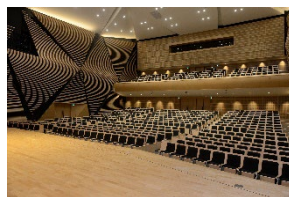
- ①研究棟
- ②講義棟
- ③管理棟

- ④図書館
(図書館、大ホール、
大村ホール、理科大サイエンス道場、
未来わくわく館)

- ⑤体育館



サブアリーナ



図書館ホール

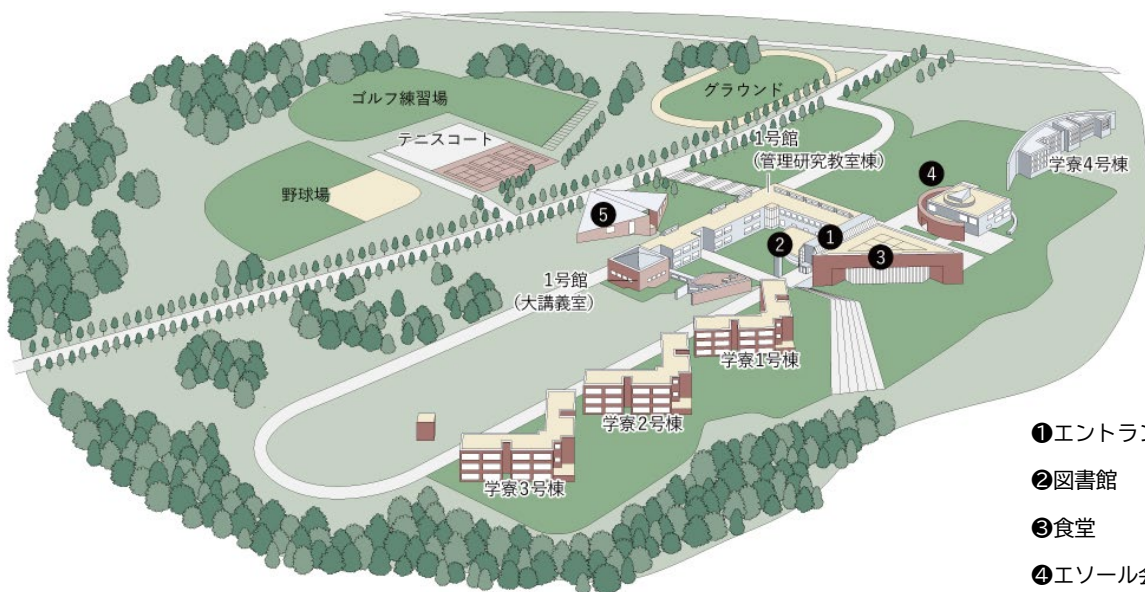


トレーニング室



テニスコート

●長万部キャンパス



- ①エントランス
- ②図書館
- ③食堂
- ④エソール会館
- ⑤体育館

18. 各種様式

様式A	課外活動届
様式B	部員名簿（兼 参加者名簿）
様式C	年間行事予定表
様式D	2023 年度収支予想
様式E	2022 年度決算報告
様式F	出納長（参考：作成例）
様式G	部則（会則）
様式H	飲酒に係る誓約書
様式I	2023 年度支援金等振込口座届
様式J	2023 年度指導者名簿（監督・師範・コーチ等）
様式K	2023 年度部室使用許可申請書
様式L	学外指導員契約書（参考：作成例）
様式M	試合・合宿許可申請書
様式N	自然・海外行動計画書
様式P	試合等参加証明書



様式A

2023年 月 日 提出

2023年度 課外活動届 (公認団体・届出団体 ←どちらかを削除する)

名称	I・II部 局・会・野田・葛飾 ←ひとつ囲む						部印
顧問	学部	学科	役職	氏名		印	
学生代表者	学部	学科	役職	氏名(学籍番号)		印	
活動目的	活動内容						
部員数	学年	1	2	3	4	院計	決算・予算 2023年度 決算額 2023年度 予算額
	男子						
	女子						
	合計						
部員1人当たりの活動費		月額	円	創部年月			
		年額	円	任意保険の加入	有・無	有の場合は保険名↓	
現在の役員任期		年 月 ~ 年 月	幹部交代時期	月	決算期間	2023年4月1日~2024年3月31日	
部室	有・無	場所	神楽坂: __号館 __階 __室、その他:				
			葛 飾: 体育館 __階 __室、その他:				
			野 田: 部室棟 __階 __室、その他:				
主な練習場所と頻度	場所	曜日・時間					
クラブe-mail ※添付ファイルが受信できるアドレスを記入							
学内外からの問い合わせに連絡先を公表 する・しない・サークルHPに公表 ←ひとつ囲む↓							
クラブのHP、ツイッター、フェイスブック、インスタグラム等 有・無 有の場合下記URL							
・							
・							
・							
加盟団体・連盟等	名称	TEL					
	名称	TEL					
所属リーグ	詳細に記入して下さい。【例:関東理工系II部リーグ(1部・5校 II部・5校)】						
学外の監督・指導者・コーチ							
1. 氏名(年齢)	(才)	契約書	有・無	報酬	有・無		
2. 氏名(年齢)	(才)	契約書	有・無	報酬	有・無		

様式B

年 月 日

2023年度 部員名簿

所属キャンパス	部室番号
団体名称	顧問名

<作成手順>
 ・本名簿は部員の管理、及び警備員室での部室の鍵の受渡し時に使用します。
 ・役員/学年に関係なく学籍番号順で記載してください。
 ・【20歳未満】欄には、提出日を基準日として、該当する部員に○をつけてください。
 <提出方法>
 ①部員増減、役員変更があった際には、団体の所属キャンパスの学生支援課、及び学生・キャリア支援課へメールで提出してください。メールの件名は「●●●部 2023年度部員名簿」としてください。
 ②学生支援課、及び学生・キャリア支援課からの受領メールをもって更新完了とします。

No.	役職	学籍番号 (半角数字)	学年	20歳未満	氏名	ふりがな	電話番号 (半角数字/ハイフン入り)	試合宿 参加者
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

様式C

2023年度 年間行事予定表

団体名: I部●●●● ●●●●部

開催 予定月	行事		開催場所	参加者数	昨年実績
	予定日	(大会・試合・合宿・発表会・その他)	(県・市町村・会場名)	(部員)	(有・無)
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
特記事項					

様式D

2023年度 収支予想

(対象期間: 2023年4月1日~2024年3月31日)

団体名: I部●●●● ●●●●部

1. 収入

項目	金額	備考
課外活動支援金		
学生支援センター特別支援金等		
部(会)費		
前年度からの繰越金		
合 計		

2. 支出

項目	金額	備考
外部施設使用料		
大会・試合参加費		
連盟登録費		
備品費		
学外指導員指導料(謝礼等)		
合宿費		
次年度への繰越金		
合 計		

★収入と支出が同額となるよう作成してください。

自然・海外 行動計画書

学生支援センター長 殿

以下のとおり計画しておりますので、ご報告いたします。

※該当する活動内容を欄にしてください。

活動内容	場所	宿泊方法	活動内容
	<input type="checkbox"/> 関東 <input type="checkbox"/> 関東外 <input type="checkbox"/> 海外	<input type="checkbox"/> 日帰り <input type="checkbox"/> ホテル・旅館等 <input type="checkbox"/> 山小屋・山荘 <input type="checkbox"/> 合宿所・滑空場施設 <input type="checkbox"/> テント・寝袋等 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 登山・トレッキング <input type="checkbox"/> スキー <input type="checkbox"/> ダイビング <input type="checkbox"/> 航空・グライダー <input type="checkbox"/> ヨット <input type="checkbox"/> その他()

1. 参加者及び保証人の同意

確認(重要) 参加者全員とも 参加者本人の同意を得ている 参加者の保証人から承認を得ている

2. 概念図

①別紙添付可。登山ルート・エスケープルート・宿泊所・スキーコース・ダイビングポイント・航空コース等を記入ください。

②荒天時や非常時の対策、エスケープルート、その他を記入ください。

3. 装備品リスト (登山・スキーのみ)

品名	数量	品名	数量	品名	数量
食料 (〇日分)		非常食・予備食 (〇日分)		燃料	

4. 海外渡航関係 (試合・合宿先が海外である場合のみ)

フライト情報	出国(往路):	年 月 日 時	分発 便名:
	帰国(復路):	年 月 日 時	分発 便名:
渡航情報	※渡航先の情報は外務省や厚生労働省のHPで確認ください。		
	渡航先 1	渡航先 2	
確認事項	・ 危険情報レベル 1、感染症危険情報レベル 1		
	・ 入国制限の有無 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし		
	<input type="checkbox"/> 渡航先への入国に際し、設けられる条件や行動制限措置があった場合、適宜対応できる。		
	<input type="checkbox"/> 渡航に必要なビザ(査証)は入手できている。		
	<input type="checkbox"/> 渡航中の疾病や新型コロナウイルス感染症に対し、医療的な補償が受けられる保険に加入している。		
<input type="checkbox"/> 渡航先の医療体制や渡航時に受診可能な医療機関に関する情報を把握している。			
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症のワクチンを原則として2回以上接種している、また渡航先で有効とされる接種証明書等を持っている。			

学科

殿

学生支援センター長 北村 春幸 ㊟

試合等参加証明書

下記の学生が試合等に選手・役員として参加することを証明いたします。

記

学籍番号 : _____
 学生氏名 : _____
 クラブ名 : _____
 試合名称 : _____
 日時 : 月 日 () 時 ~ 時
 場所 : _____
 欠席科目 : _____
 月 日 () 限目

以上

※この証明書は、本学学生が学生支援センターで承認した試合等に参加するために、
 止むを得ず授業を欠席する際に発行しております。
 本証明書に記載する学生の欠席は、授業担当教員のご判断によります。
 ※実験・実習は認めません。

